

女性活躍推進法に基づく情報公表について

当所は、女性活躍推進法に基づき女性の活躍に関する項目を公表いたします。

1. 男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）：

区分	男女の賃金の差異
全労働者	63.5%
正規雇用者	78.8%
非正規雇用者	35.5%

《説明欄》

●対象期間：2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）

●賃金：俸給、各種手当（時間外手当含む）、賞与、通勤手当

●正規雇用者：正職員

●非正規雇用者：嘱託再雇用職員、嘱託職員、臨時職員

●差異についての補足説明：

【正規雇用者】

- 同一の等級・職制で比較した場合には、男女の賃金差異はない。
- 給与水準の高い管理職層における女性の割合が男性に比べて低いことや、長期の休業・休職を行った者に女性が多かったこと、時短勤務を行っている女性がいることが賃金の差異の主要因となっている。

【非正規雇用者】

- 同一の業務内容を行う者同士で比較した場合には、男女の賃金差異はない。
- 臨時職員（アルバイト）の全員が女性であり、フルタイム勤務でないことが賃金の差異の主要因となっている。

2. 女性管理職比率：5.1%（2026年4月時点）

※計算方法：女性管理職数÷全管理職数

※本数値における管理職とは「課長級」および「課長級より上位の役職」を指す。

3. 係長級（主席主査・主査）にある者に占める女性労働者の割合：30.4%（2026年4月時点）

以上